

第4 厨房設備

1 用語の定義

- (1) 厨房設備とは、調理を目的として使用する火を使用する設備及び当該設備に附属する設備の全体をいう。
- (2) 業務用厨房設備とは、営業用及び一般事業所の従業員食堂、学校、病院の給食用等の厨房設備をいう。
- (3) グリスフィルターとは、排気中の油脂及びじんあい等を排気ダクトに入る前に分離し、除去する目的で、天蓋内部に設けられる媒介物をいう。
- (4) グリスエクストラクターとは、天蓋内部で機械的に排気気流を縮流加速し、その遠心力によって排気中に含まれる油脂及びじんあい等を分離し、かつ、その除去した油脂及びじんあい等を自動的に洗浄する機能を有する装置をいう。
- (5) たわみ継手とは、排気ファンと排気ダクトを接続する場合に、振動の絶縁のために用いる継手をいう。
- (6) レンジフードファンとは、厨房用の換気扇（電安政令別表第2に規定する換気扇）で器体の一部を天蓋とした風量 $15 \text{ m}^3/\text{min}$ 以下のもので金属製のものをいう。
- (7) ドロップイン式こんろとは、組込型のこんろのうち、調理台等に落とし込んだこんろをいう。
- (8) キャビネット型グリル付こんろとは、グリル付きこんろを専用のキャビネット（台）の上に取り付けたものをいう。
- (9) 据置型レンジとは、オーブンとこんろを組み合わせる台又は床面に据え置いたものをいう。
- (10) 火を使用する器具とは、第4章. 第2節. 第15「火を使用する器具」に該当するものをいう。

2 条例の運用

条例によるほか次によること。

- (1) 第4章. 第1節. 第1（1. (8)、(9)を除く。）の規定を準用する。
- (2) 気体燃料を使用する厨房設備（条例別表第3の適用対象外）本体の設置要領

ア 燃焼機器に係る防火性能評定によるもの

条例別表第3適用対象外の厨房設備で、ガス機器防火性能評定委員会により、防火性能が確認された次のタイプのもは、条例第3条第1項第1号イを適用して離隔距離の表示銘板に表示してある離隔距離に従って設置することができるもので、適用される厨房設備には、第4-1図に示す表示がなされているものであること。

また、離隔距離の表示銘板に床面の構造等の一定の条件が附されて表示されているものは、その条件に従って設置すること。



ガス機器防火性能評定品				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
本体 周囲	上方	側方	前方	後方
本体 上方 周囲	上方	側方	前方	後方
財団法人 日本ガス機器検査協会				

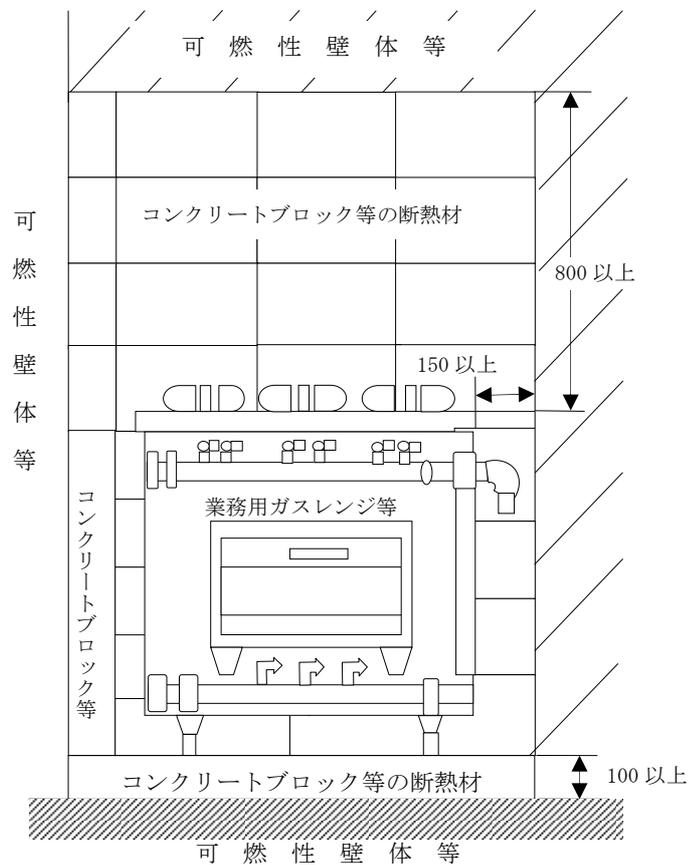
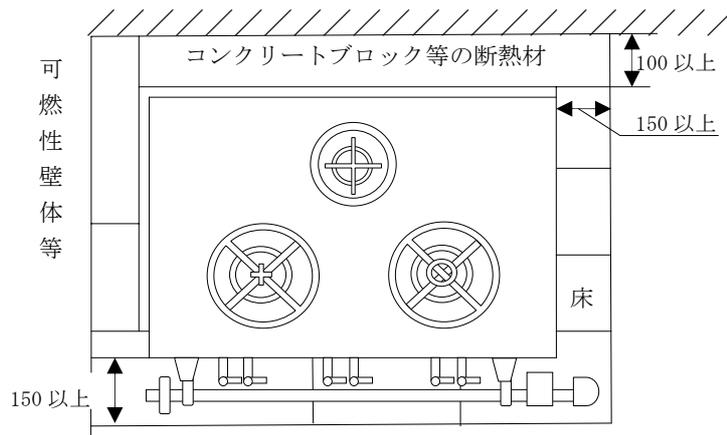
第4-1図

イ 前ア以外の気体燃料を使用する業務用の厨房設備の周囲の構造◆

業務用のレンジ、こんろ、オーブン、ブロイラー、サラマnderの周囲は、次の構造に適合していること。(第4-2図参照)

(ア) 厨房設備が据え付けられる床面は、厚さ 10cm 以上の空洞コンクリートブロック (JIS A 5406 によるもの。以下同じ。) レンガ (JIS R 1250 によるもの。以下同じ。) 又はこれと同等以上の耐熱性、断熱性を有する材料で造られており、その範囲は、設備の周囲 15cm 以上とすること。ただし、床面 (下地を含む。) が不燃材料で造られている場合はこの限りでない。

(イ) 設備が据え付けられる背面及び側面の壁体は、厚さ 10cm 以上の空洞コンクリートブロック、軽量気ほうコンクリート (JIS A 5416 によるもの。)、レンガ又はこれと同等以上の耐熱性、断熱性を有する材料で造られており、その範囲は床面から設備の上方 80cm 以上、設備の周囲 15cm 以上とし、当該範囲に窓等の開口部を有する場合は、不燃材料で造られていること。



第4-2図 厨房設備の周囲の構造例（単位 mm）

(3) 天蓋及び排気ダクト

ア 業務用厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクト

業務用厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトについては次によること。ただし、下方排気方式によるガス焼肉等用機器（業務用）については、別記資料1によること。

(ア) 材料

- a 天蓋は、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。ただし、油脂を含む蒸気を発生するおそれのない厨房設備に設ける天蓋にあつては、亜鉛鉄板（JIS G 3302 によるもの。以下「亜鉛鉄板」という。）又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用することができる。
- b 排気ダクトは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。
- c たわみ継手は、ロックウール、シリカ繊維等の無機繊維を基材とした耐熱性を有する不燃材料を使用すること。
- d グリスフィルターに使用される材料は、通常の使用、清掃等の維持管理条件において機能上支障を及ぼすおそれのない不燃材料であること。
- e グリスエクストラクターは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。
- f 防火ダンパーの羽根は、1.5 mm以上のステンレス鋼板又は2.3 mm以上の亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。
- g 防火ダンパーのケーシングは、1.5 mm以上の鋼板（JIS G 3141 によるもの。）又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。

(イ) 構造及び設置要領

構造及び設置要領は、条例第3条の4の規定によるほか、次によること。

a 天蓋

- (a) 板厚は第4-1表によること。

第4-1表

天蓋の長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450 以下	0.6 以上	0.5 以上
450 を超え 1,200 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,200 を超え 1,800 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,800 を超えるもの	1.2 以上	1.0 以上

- (b) 板の継目は、気密性を有すること。
- (c) 幅及び奥行きは、火を使用する設備の幅及び奥行きの寸法以上とすること。ただし、周囲が耐火構造等で延焼のおそれのない場合は、これによらないことができる。
- (d) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とし、水、油等の滴下を防止し、かつ、それらを回収できるものとする。 (別図第4-1参照)
- (e) 条例第3条の4第1項第1号ウに定める天蓋の側方と可燃性の部分との離隔距離については、可燃性の部分を厚さ9mm以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合、10cm未満とすることができる。 (別図第4-2参照)
- (f) 支持金具等により堅固に取り付けること。
- (g) 照明設備を固定させないこと。ただし、次の事項が講じられている場合はこの限りではない。

- ㉞ 照明設備は耐熱性のもので、油脂、蒸気等の防護措置が施されていること。
- ㉟ 衝撃を受けるおそれのある部分の照明設備は、金網等で防護すること。
- ㊱ 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、耐熱性を有する電線（けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれと同等以上の耐熱性を有するもの）を使用すること。

(h) 電気配線は、天蓋の内側に設けないこと。

b 排気ダクト

(a) 板厚は第4-2表、第4-3表によること。

第4-2表（角型ダクト）

ダクトの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450 以下	0.6 以上	0.5 以上
450 を超え 1,200 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,200 を超え 1,800 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,800 を超えるもの	1.2 以上	

第4-3表（円形ダクト）

ダクトの直径 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
750 以下	0.6 以上	0.5 以上
750 を超え 1,000 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,000 を超え 1,250 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,250 を超えるもの	1.2 以上	

(b) 曲がりの数を少なくし、立下りをさけ、内面をなめらかにすること。

(c) わん曲部等の必要な箇所の側面には、一辺の長さが 300 mm（断面の側方の一辺の長さが 1,200 mm以上の排気ダクトに設ける場合にあっては、450 mm）以上の点検、清掃に必要な点検口を設けること

なお、点検口は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること（別図第4-3参照）。

(d) たわみ継手を設ける場合は、排気ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とし、かつ、建築物のたわみ継手に面する部分を不燃材料で覆うこと。

(e) 吹出口は、可燃性の部分から 60cm 以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けること。ただし、可燃性の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合はこの限りでない。◆

(f) 支持金具等で堅固に取り付けること。

(g) 電気配線は、ダクト内に設けないこと。

(h) 条例第3条の4第1項第1号ウに定める「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分」とは、ロックウール保温材（JIS A 9504 によるもの。以下「ロックウール保温材」という。）又はけい酸カルシウム保温材（JIS A 9510 によるもの。以下「けい酸カルシ

ウム保温材」という。)若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ 50 mm以上被覆する部分をいう。

(i) ダクトには、湯沸設備等の排気筒を接続しないこと。ただし、次の場合はこの限りでない。

㉦ 対象機器等

㉠ 財団法人日本ガス機器検査協会により、「厨房設備に附属する排気ダクトに直結する湯沸器」として評定された半密閉式給湯湯沸設備を排気ダクトに接続する場合。

㉡ 財団法人日本ガス機器検査協会の「排気フード検査基準」に基づく検査に合格した排気フードを使用して排気ダクトと半密閉式給湯湯沸設備とを接続する場合。

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
ー以上	15 以上	15 以上	15 以上
ダクトに直結して使用することを条件として評定したものである。			
財団法人 日本ガス機器検査協会			

第 4-3-1 図
ガス機器防火性能評定品の表示



(平成 7 年 4 月 1 日から)



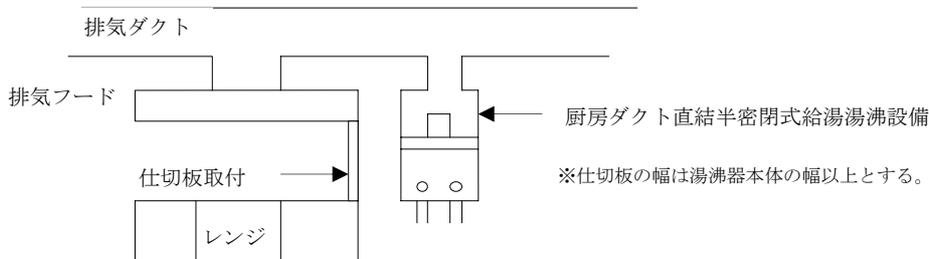
(平成 7 年 3 月 31 日まで)

第 4-3-2 図 日本ガス機器検査協会合格ラベル

㉧ 設置・接続方法

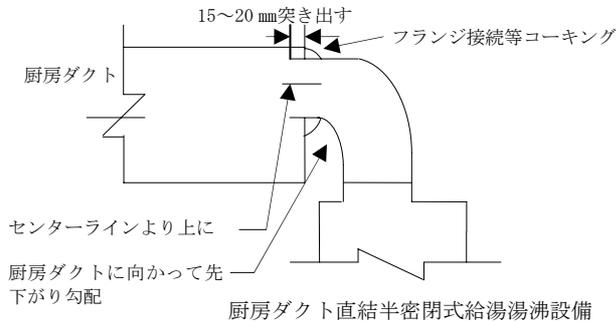
㉠ 排気ダクトに排気筒を直結することについて評定がなされた半密閉式ガス湯沸器。

i 同一室内で油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備器具と当該給湯湯沸設備を設ける場合は、油脂等が給湯湯沸設備に流入しない措置を施す。

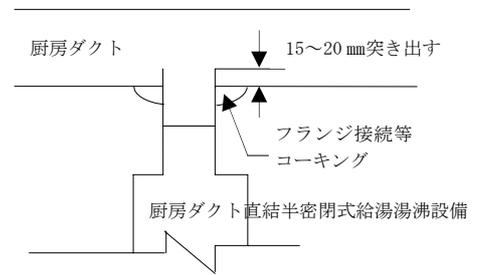


第 4-3-3 図 レンジ近傍に湯沸設備を設置した場合の有効な流入防止措置の例図

- ii 前㉔の給湯湯沸設備と油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備器具とが排気ダクトを併用する場合、排気ダクトから給湯湯沸設備本体へ油脂等が滴下しない措置を施す。

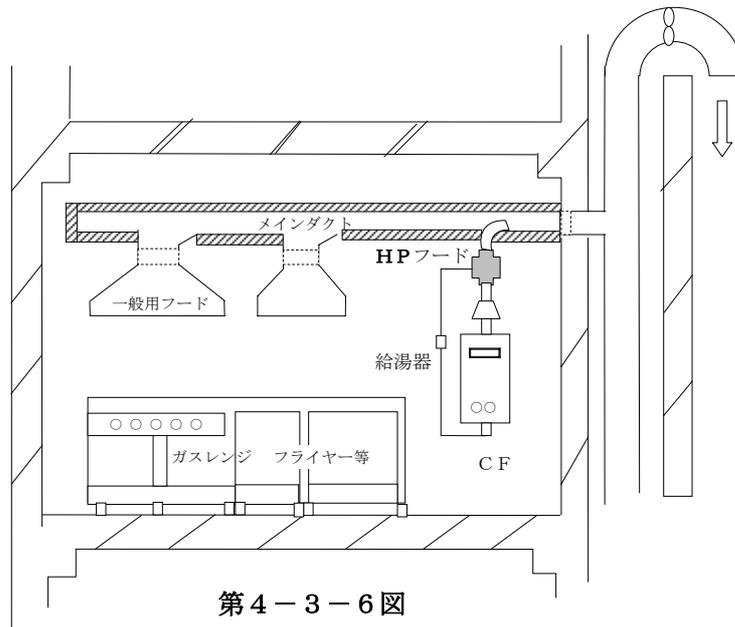


第4-3-4図 側面接続の例



第4-3-5図 底面接続の例

- ㉕ 排気ダクトと湯沸器の排気筒を接続できる排気フード。(既存の建築物に限る。)
 - i 同一室内で油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備器具と当該排気フードを設ける場合は、油脂等がフード内に流入しない措置を施す。



第4-3-6図

- ii 前㉕の排気フードと油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備器具とが排気ダクトを併用する場合、排気ダクトから当該フードへ油脂等が滴下しない措置を施す。(第4-3-4図、第4-3-5図参照)

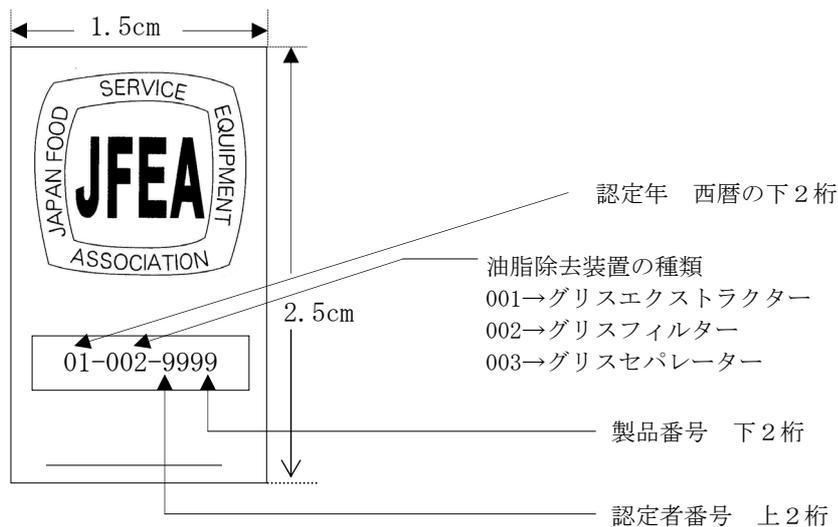
c グリス除去装置

- (a) グリスフィルターを使用するグリス除去装置は、排気中に含まれる油脂分の75%以上除去することができる性能を有すること。

- (b) グリスエクストラクターは、排気中に含まれる油脂分の90%以上除去することができる性能を有すること。
- (c) グリスフィルターは、容易に取りはずして清掃することができる構造とし、清掃する場合に必要な予備品を備えること。ただし、グリス除去装置がリース等により適正に維持管理がなされている場合は容易に清掃ができる構造として取り扱って支障ない。
- (d) グリスフィルターは、水平面に対し45度以上の傾斜を有すること。
- (e) グリス除去装置は、過度に温度上昇して性能が損なわれることのない位置に設けること。
- (f) グリス除去装置とこんろ等の火源との距離は次によること。ただし、火源が露出せず、自動温度調節装置及び過熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造の設備に設けるものにあつては、これによらないことができる。



- ㊦ グリスフィルターにあつては、1 m（ブロイラー（食肉等を放射熱で焼く密閉型の焼物器をいう。）等に設けるものにあつては1.2 m）以上。ただし、グリスフィルターより15 cm以内の部分にバッフル板を取り付ける場合は、バッフル板にそつた距離を含めることができるものとする。
- ㊧ グリスエクストラクターにあつては、45 cm 以上。
- ㊨ グリス除去装置は、油脂分が火源及び作業面下に滴下しない構造とすること。
- ㊩ グリス回収容器は、火源の直上に設けないこと。
- (g) 第4-4図に示す（社）日本厨房工業会の認定ラベルがちょう付されている油脂除去装置については、前(a)及び(b)に適合しているとして取り扱って支障ないものであること。なお、グリスセパレーターと火源との保有距離は、1 m以上とすること。



第4-4図 日本厨房工業会の認定ラベル

d 火炎伝送防止装置

- (a) 油脂を発生するおそれのある設備の排気ダクトに、当該設備以外の厨房設備器具の

排気ダクトを接続する場合で、火炎が伝送するおそれのあるものにあつては火炎伝送防止装置を設けること。◆

(b) 条例第3条の4第1項第2号エの自動消火装置は、第3章、第2節、第24 フード等用簡易自動消火装置適合品又はこれと同等の性能を有するものとする。

(c) 条例第3条の4第1項第2号ウの「排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、次によること。

㉞ 「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障ないと認められるもの」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること（燃焼設備から5m以内にファン停止用スイッチを設け、その旨表示されているものに限る。）。

㉠ 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さ4m以下のダクトで、厨房室内の開放された場所に設置されているもの。

㉡ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下のダクトで、厨房室内の開放された場所に設置されているもの。

㉢ 「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が21kW以下であつて、かつ、当該厨房設備の使用頻度が業務用の厨房設備と比較して低い場合をいうものであり、共同住宅等で使用されている厨房設備をいうものであること。

(d) 条例第3条の4第1項第2号ウの規定に基づき、火炎伝送防止装置として防火ダンパーを用いる場合は、次によること。

㉞ グリス除去装置に近接する部分に設けるとともに、防火ダンパーの点検、清掃に必要な点検口（容易に点検、清掃できる構造のものを除く。）を設けること。

㉠ 火炎等により温度が上昇した場合、自動的に閉鎖する構造とし、自動閉鎖の作動温度設定値は、周囲温度を配慮し、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。

㉡ 作動した場合、自動的に排気ファンが停止する構造とすること。ただし、当該燃焼設備から歩行距離5m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨表示されている場合はこの限りでない。

(e) 条例第3条の4第1項第2号エの規定に基づき、次に掲げる厨房設備の火炎伝送防止装置は簡易自動消火装置とすること。

㉞ 特定防火対象物の地階部分に設ける入力の合計が350kW以上の厨房設備

㉠ 高さ31mを超える建築物に設ける入力の合計が350kW以上の厨房設備

なお、上記以外の特定防火対象物に設ける入力の合計が350kW以上の厨房設備の火炎伝送防止装置は、努めて簡易自動消火装置とするよう指導すること。◆

イ 共同住宅等の厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクト

条例第3条の4第1項第1号ア及び第2号イの「ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が21kW以下であつて、かつ、当該厨房設備の使用頻度が業務用の厨房設備と比較して低い場合をい

い、共同住宅等で使用されている厨房設備をいうものである。当該設備に附属する天蓋及び排気ダクトについては、次によること。

なお、特定の安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等については、別記資料2によること。

(ア) 材料

- a 天蓋は、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。ただし、レンジフードファンにあつては、これによらないことができる。
- b 排気ダクトは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する不燃材料を使用すること。
- c たわみ継手は、ロックウール、シリカ繊維等の無機繊維を基材とした耐熱性を有する不燃材料を使用すること。
- d グリスフィルターは、金属製のものを使用すること。

(イ) 構造及び設置要領

構造及び設置要領は、条例第3条の4の規定によるほか次によること。

a 天蓋

- (a) 板厚は第4-4表によること。ただし、レンジフードファンにあつては、これによらないことができる。

第4-4表

天蓋長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
800 以下	0.6 以上	0.5 以上
800 を超え 1,200 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,200 を超え 1,800 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,800 を超えるもの	1.2 以上	1.0 以上

- (b) 板の継目は、気密性を有すること。
- (c) 幅及び奥行きは、火を使用する設備の幅及び奥行きの寸法以上とすること（別図第4-4参照）
- (d) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とすること。
- (e) 条例第3条の4第1項第1号ウに定める天蓋と可燃性の部分との離隔距離については、次によること。
 - ㊦ 天蓋の側方にあつては、可燃性の部分を厚さ9mm以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は10cm未満とすることができる。
 - ㊧ 天蓋の上方にあつては、可燃性の部分を厚さ5mm(9mm)以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、20mm(10mm)以上とすることができる（別図第4-4参照）。
- (f) 支持金具等により堅固に取り付けること。
- (g) 照明設備を固定させないこと。（レンジフードファンを除く。）ただし、次の事項が

講じられている場合は、この限りでない。

- ㉞ 照明設備は耐熱性のもので、油脂、蒸気等の防護措置が施されていること。
- ㉟ 衝撃を受けるおそれのある部分の照明設備は、金網等で防護すること。
- ㊱ 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、耐熱性を有する電線（けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれと同等以上の耐熱性を有するもの）を使用すること。

b 排気ダクト

(a) 板厚は第4-5表、4-6表によること。

第4-5表（角形ダクト）

ダクトの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 450 以下	0.6 以上	
450 を超え 1,200 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,200 を超え 1,800 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,800 を超えるもの	1.2 以上	

第4-6表（円形ダクト）

ダクトの長辺 (単位 mm)	板 厚 (単位 mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 を超え 750 以下	0.6 以上	
750 を超え 1,000 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,000 を超え 1,250 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,250 を超えるもの	1.2 以上	

- (b) 曲がりの数を少なくし、立下りをさげ、内面をなめらかにすること。
- (c) たわみ継手を設ける場合は、排気ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とし、かつ、建築物のたわみ継手に面する部分を不燃材料で覆うこと。
- (d) 吹出口は、可燃性の部分から 60cm 以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けること。ただし、可燃性の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。◆
- (e) 支持金具等で堅固に取り付けること。
- (f) 条例第3条の4第1項第1号ウに定める「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分」とは、可燃性の部分を厚さ 5 mm 以上の不燃材料で被覆し（隠ぺい部分は除く。）50 mm 以上とする部分並びに排気ダクトにロックウール保温材、グラスウール保温材（JIS A 9504 によるもの）若しくはけい酸カルシウム保温材又はこれと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で厚さ 50 mm 以上被覆する部分をいう。
- (g) ダクトには、湯沸設備等の排気筒を接続しないこと（ただし、前ア. (イ). b. (i)

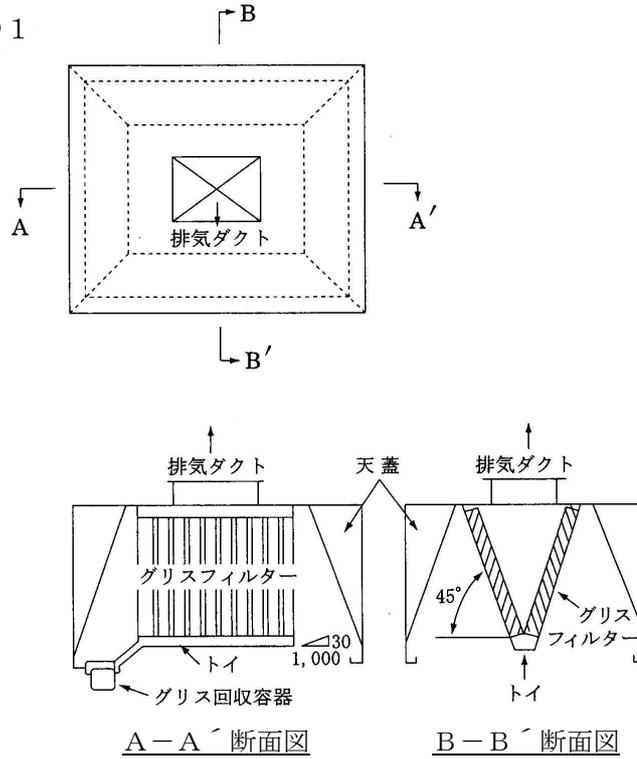
に適合する設備にあつてはこの限りでない。)

c グリス除去措置

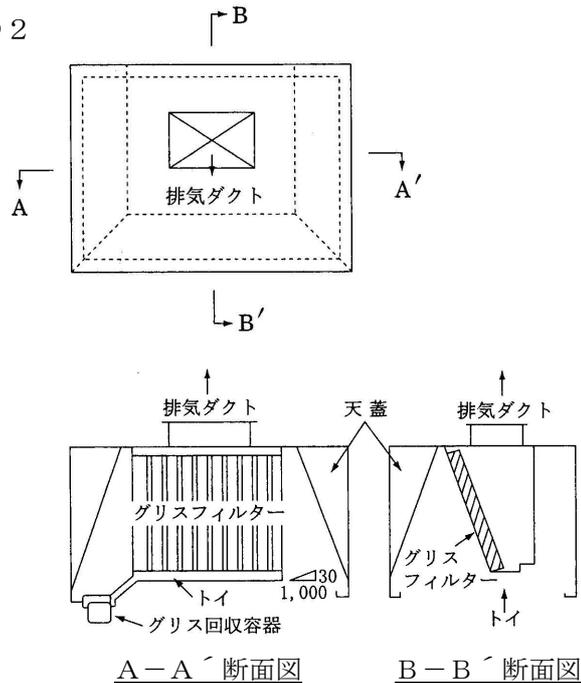
- (a) 火源から1 m以上離隔して設置すること。ただし、レンジフードファンにあつては、80cm以上とすることができる(別図第4-4参照)。◆
- (b) グリスフィルターは、容易に清掃することができる構造とすること。

別図第4-1 天蓋の構造

その1

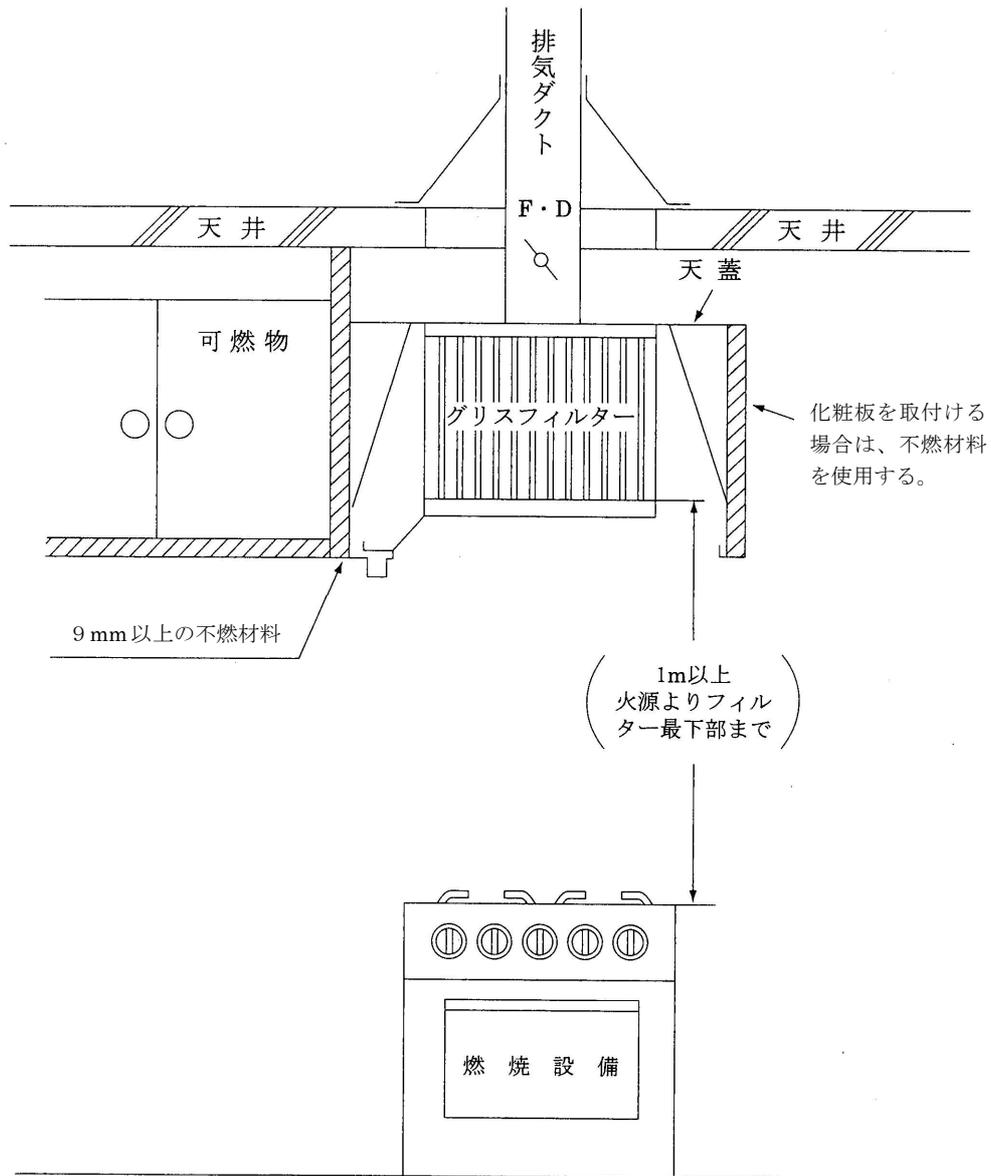


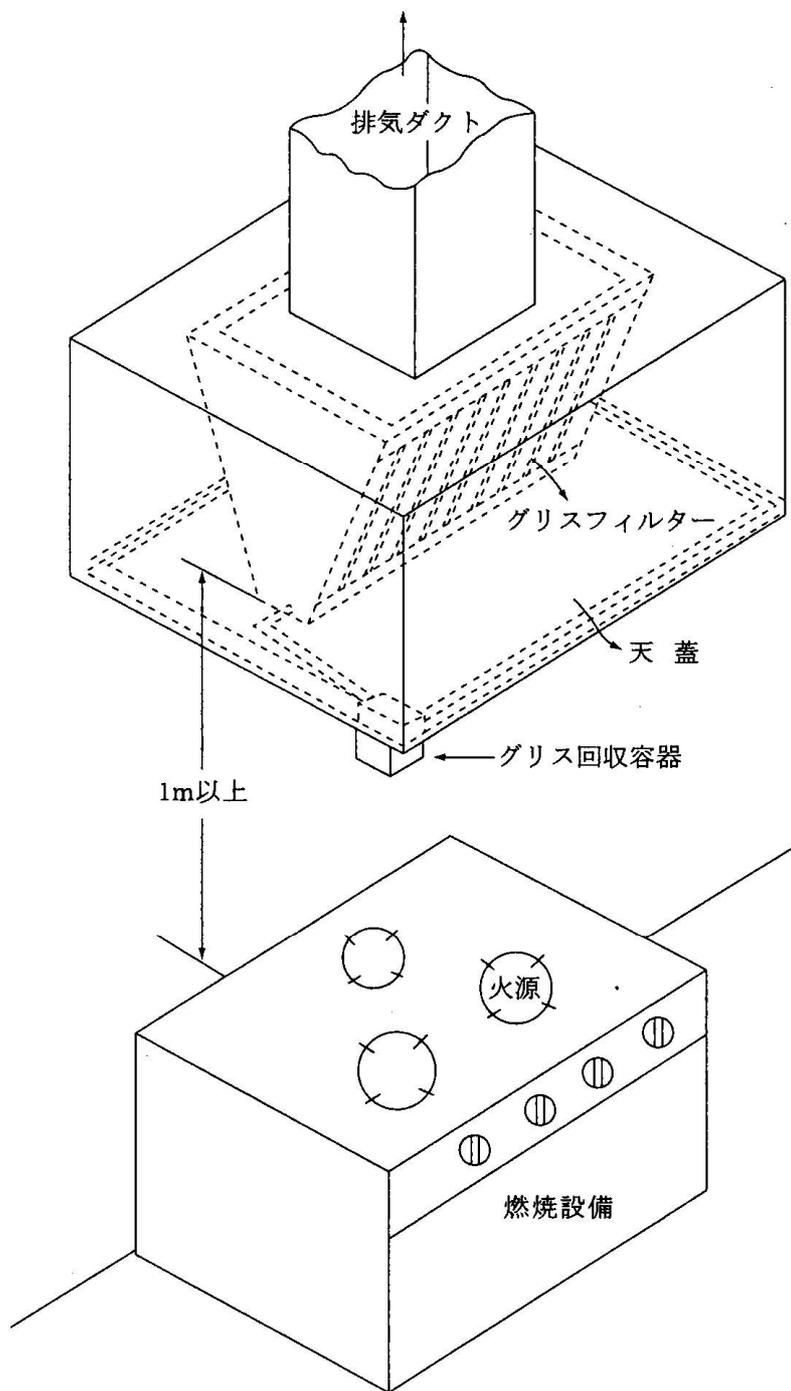
その2



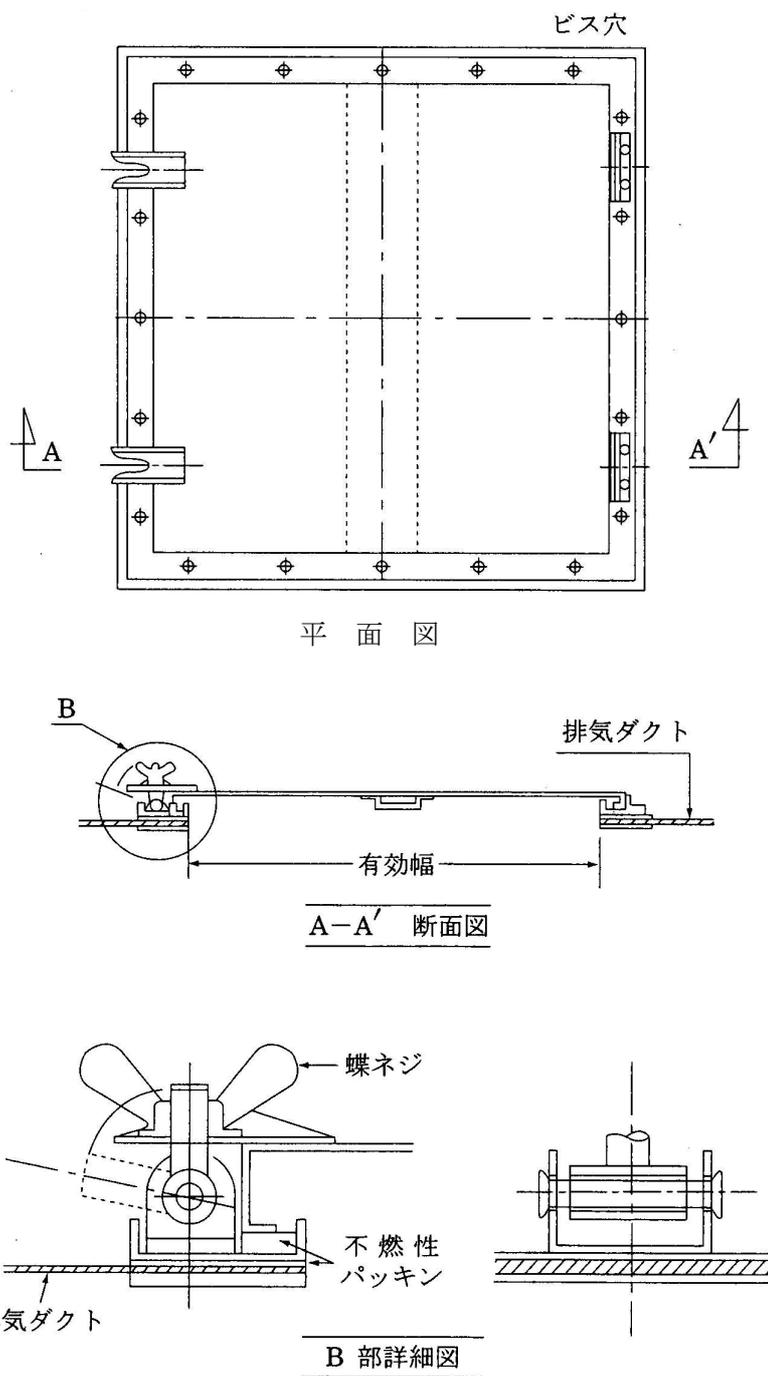
別図第4-2 天蓋の構造

その1



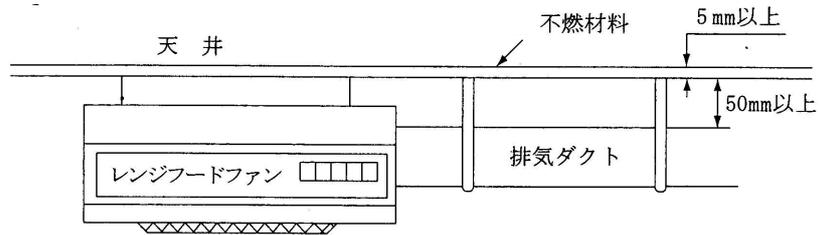


別図4-3 排気ダクトの点検口

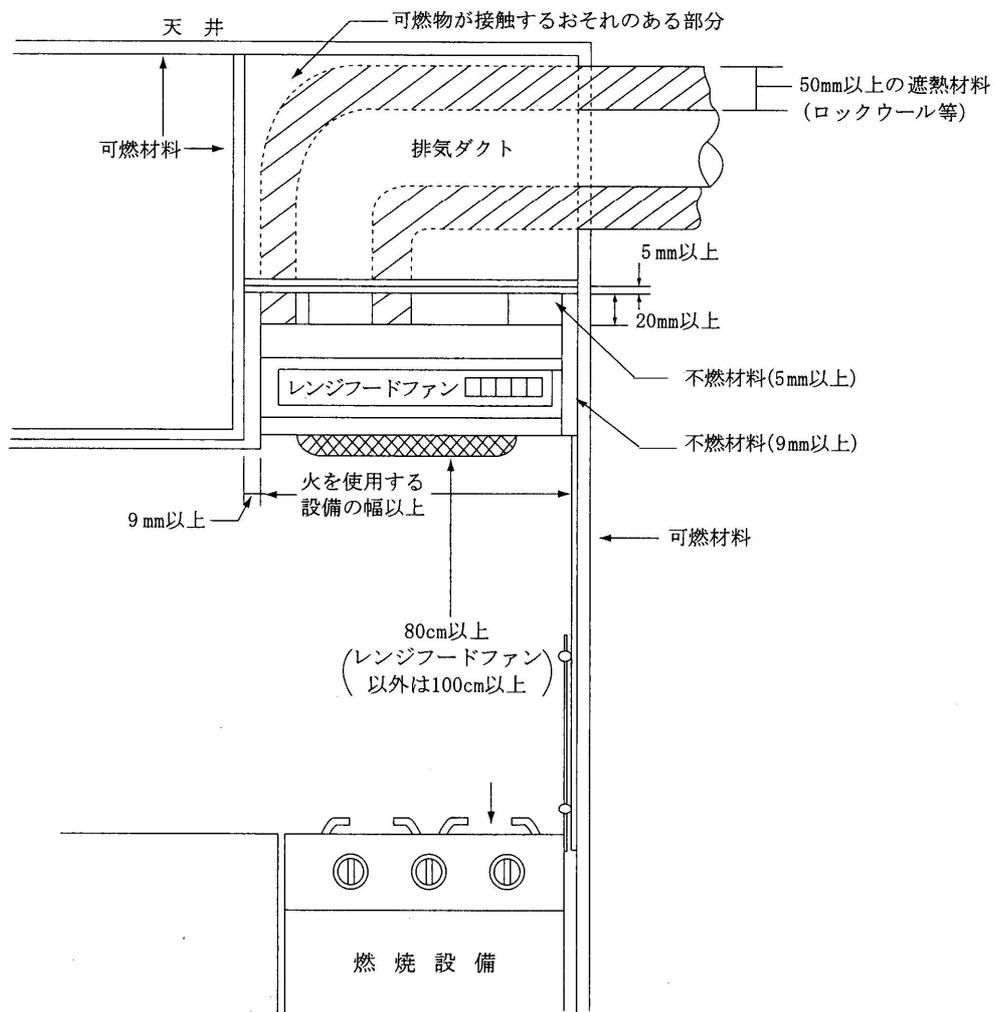


別図4-4 レンジフードファンの設置例

その1



その2



別記資料 1

下方排気方式によるガス焼肉等用機器（業務用）の設置に係る技術基準の運用

第1 用語の定義

- 1 下方排気方式とは、排気が上方に拡張する前に排気を排気取入口から下方に強制的に引き込み、床下やカウンターの下等に敷設するダクトを通して排気する方式のものをいう。
- 2 下方排気方式の排気ダクトとは、下方排気方式において使用される排気ダクトをいう。
- 3 下方排気方式による機器（以下「下方排気方式機器」という。）とは、下方排気方式において使用される厨房設備で、当該設備の一部に排気取入口を有し、かつ、下方排気方式のダクトと接続して使用されるもの（当該排気ダクトについて、以下「下方排気方式ダクト」という。）をいう。
- 4 下方排気方式によるガス焼肉等用機器（業務用）とは、気体燃料を使用する下方排気方式機器で油脂蒸気を発生するおそれのあるもののうち、肉等を焼き網その他にこれに類するものの上で焼く厨房設備（業務用）をいい（以下「下方排気方式ガス焼肉等用機器」という。）、固体燃料を併用する機器を含まない。

第2 適用範囲

本運用は、第1. 4で規定する「下方排気方式ガス焼肉等用機器」の設置に係る事項について適用する。

第3 条例上の運用

条例第3条の4によるほか、次によること。

1 グリス除去装置の取扱い

下方排気方式ガス焼肉等用機器の本体構造に、次に掲げる安全装置が施されているものを、条例第3条の4第1項第2号アで定めるグリス除去装置に適合しているものとして取り扱うものであること。（別図1参照）

(1) 下方排気ダクト内への油脂除去装置

ア 機器本体（機器本体内のフィルター等を含む。）で75%以上の油脂を除去できること。

イ 下方排気方式ダクト内に油脂が侵入しにくい構造であること。

(2) 点検・清掃の容易性

機器本体内に溜まった油脂等を、容易に点検・清掃ができる構造であること。

2 下方排気方式ガス焼肉等用機器の安全装置

下方排気方式ガス焼肉等用機器の本体構造に、次に掲げる安全装置が施されているものであること（別図2参照）。◆

(1) 排気取入口の肉片等の侵入防止装置

ア 焼き面と排気取入口下端とは、25mm以上の段差を有すること。

イ 排気取入口には、スリット等（直径が15mmで長さが30mmの円柱棒が入らないもの）が

設けられ、肉片等が侵入しにくい構造であること。

(2) 焼き面下部の水槽

焼き面下部に 400cm³ 以上の水を蓄えられる水槽を有すること。

(3) 下方排気方式ダクト内への肉片等の侵入防止措置

下方排気方式ダクト内への肉片等の侵入を防止する構造であること。

(4) 燃焼廃ガスの温度

燃焼廃ガスの温度は、機器出口（下方排気方式ダクト入口）で 80℃ 以下であること（基準周囲温度は 35℃ とする。）。

(5) 警報装置・ガス遮断装置

燃焼廃ガスの温度が異常に上昇した場合に警報を発し、かつ、ガスを遮断する装置を有すること。

(6) 点検・清掃の容易性

上記(1)から(5)までの措置を容易に点検・清掃ができる構造であること。

3 下方排気方式ダクトの取扱い

下方排気方式ダクトについては、次の(1)から(4)までの事項以外は、第4章 第2節 第4.2.(3).ア「業務用厨房設備に付属する天蓋及び排気ダクト」（以下「業務用厨房基準」という。）の中の、排気ダクトに係る基準（以下「排気ダクト基準」という。）を準用する。

(1) 排気ダクト基準（板厚）

板厚は、次表によること。

角型ダクトの場合

ダクトの長辺 (単位mm)	板 厚 (単位mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
450 以下	0.6 以上	0.5 以上
450 を超え 1,200 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,200 を超え 1,800 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,800 をこえるもの	1.2 以上	

円形ダクトの場合

ダクトの直径 (単位mm)	板 厚 (単位mm)	
	亜鉛鉄板	ステンレス鋼板
750 以下	0.6 以上	0.5 以上
750 を超え 1,000 以下	0.8 以上	0.6 以上
1,000 を超え 1,250 以下	1.0 以上	0.8 以上
1,250 をこえるもの	1.2 以上	

(2) 排気ダクト基準（排気の容易性）

曲がりの数を少なくし、下方排気方式ガス焼肉等用機器との接続部分以外の立下がりは避け、内面をなめらかにすること。

(3) 排気ダクト基準（点検口の設置）

わん曲部等の必要な箇所（ダクト部分及びダクトを覆う部分）には、点検・清掃に必要な

点検口を設けること。

なお、点検口（ダクト部分）は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。

(4) 下方排気方式ガス焼肉等用機器と下方排気方式ダクトとの接続部

下方排気方式ガス焼肉等用機器と下方排気方式ダクトとの接続部は気密性を有すること。

4 火炎伝送防止装置の取扱い

火炎伝送防止装置については、次の(1)及び(2)の事項以外は、業務用厨房基準の中の火炎伝送防止装置に係る基準（以下「火炎伝送防止装置基準」という。）を準用する。

(1) 火炎伝送防止装置基準（フード等用簡易自動消火装置の適用）

火炎伝送防止装置の性能を有するものとして、フード等用簡易自動消火装置を用いる場合は、下引ダクト用簡易自動消火装置とすること。ただし、フード・ダクト用簡易自動消火装置を用いて、下方排気方式ガス焼肉等用機器内部及びこれに接続する下方排気方式ダクト内部を有効に消火できる場合は、この限りでない。

(2) 火炎伝送防止装置基準（防火ダンパーの構造等）

火炎伝送防止装置として、防火ダンパーを設ける場合は次によること。

ア 下方排気方式ダクトの排気取入口に設ける（1. (1)で規定する下方排気方式ガス機器本体の下方排気方式ダクト内への油脂除去措置性能の算定外のダクト側直近）とともに、防火ダンパーの点検・清掃に必要な点検口（容易に点検・清掃ができる構造のものを除く。）を設けること。

イ 火災等により温度が上昇した場合、自動的に閉鎖する構造とし、自動閉鎖の作動温度設定値は、周囲温度を配慮し、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。

ウ 作動した場合、自動的に排気ファンが停止する構造とすること。ただし、当該燃焼設備から歩行距離5 m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示がされている場合はこの限りではない。

5 下方排気方式ガス焼肉等用機器本体の性能確認方法等

(財)日本ガス機器検査協会ラベル（別図3参照）がちょう付けされている下方排気方式ガス焼肉等用機器については、第3. 1及び第3. 2で規定する安全措置が施されているものと同等の性能を有するものとして取り扱って差し支えないものであること。

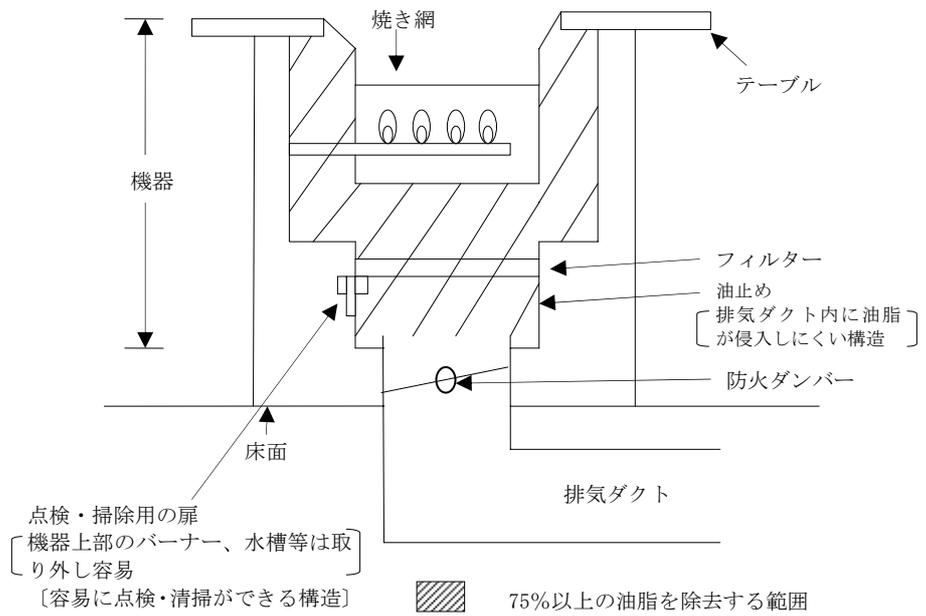
別図3

財団法人 日本ガス機器検査協会検査合格品ラベル



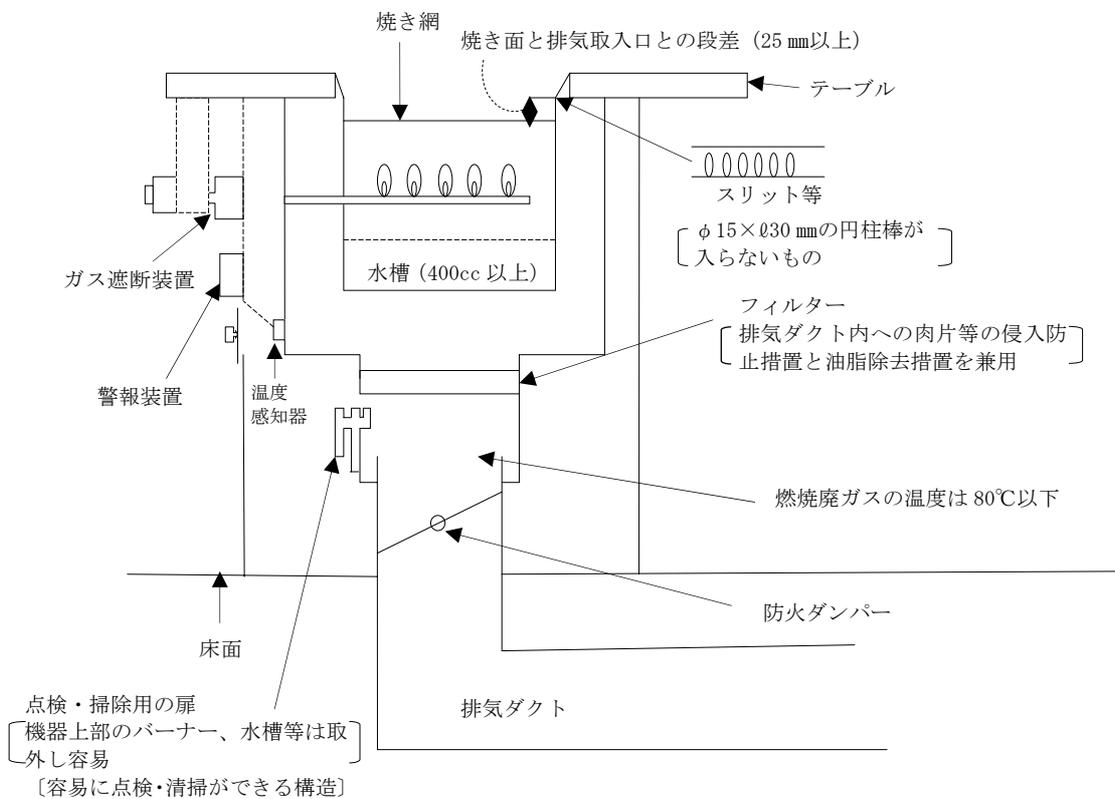
別図1

下方排気方式ガス焼肉等用機器の下方排気方式ダクト内への油脂除去装置（概略図）



別図2

下方排気方式ガス焼肉等用機器の安全装置（概略図）



別記資料 2

特定安全性を備えた調理油過熱防止装置付こんろ等の設置基準（共同住宅等用）の運用について

1 趣 旨

共同住宅等で使用される厨房設備・調理用器具のうち揚げ物火災に対して特定の安全性を備えたものについて、その安全性に見合った当該設備器具の上方における可燃物等との離隔距離基準及び排気ダクトの排気取入口と火源との火災予防上安全な距離基準の運用を定めることにより、共同住宅等における揚げ物火災の実質的な低減をねらいとし、住宅における防火安全対策を推進するものである。

2 用語の定義

- (1) 調理油過熱防止装置とは、調理油の温度が過度に上昇した場合に自動的に燃焼又は熱源を停止するもので、停止した場合に自動復帰しない装置をいう。
- (2) 調理油の温度が過度に上昇した場合とは、調理油の温度が 300℃近くに上昇した場合をいう。
- (3) 特定調理油過熱防止装置とは、調理油過熱防止装置のうち次の各号に適合するものをいう。
 - ア 調理油量 200mL 以上で、かつ、調理油温度が 300℃を超えない範囲において、燃焼又は熱源を停止する機能を有すること。
 - イ 調理油過熱防止装置の感熱部に損傷等の異常が生じた場合にも安全性が損なわれないこと。
 - ウ 調理油過熱防止装置の機能を解除できないこと。
- (4) 共同住宅等とは、戸建て専用住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅の住宅部分等の用途に供されるもので、営業用及び一般事業所の従業員食堂、学校、病院の給食用等の用途以外のものをいう。

3 本基準が適用される厨房設備・調理用器具

本設置基準が適用される揚げ物調理をする厨房設備・調理用器具は、共同住宅等で使用されるこんろ等（JIS 又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したもの）のうち、次の各号に適合するものとする（以下「適用こんろ等」という。）

- (1) 特定調理油過熱防止装置
すべてのこんろバーナー又は発熱体等の部分に、特定調理油過熱防止装置が設けられていること。
- (2) 特定調理油過熱防止装置が作動するモード（以下「揚げ物調理モード」という。）より高温の調理モードに設定できるものにあつては、揚げ物調理モードより高温の調理モードに設定する場合において、使用者の明確な意識なしに設定できないこと。
- (3) 立消え安全装置
すべてのこんろバーナーに、立消え安全装置が装着されていること（電気を熱源とするものを除く。）。
- (4) 取扱い説明書
調理油量、鍋材質その他使用上の注意事項が、取扱い説明書に記載されていること。

(5) 適用こんろ等の表示

適用こんろ等については、適用コンロ等の本体の見やすい位置に別図 1 の表示がなされていること。

4 適用建築物等

適用建築物は、共同住宅等の用途に供する建築物とし、かつ、各住戸において単独排気方式によるものとする。

5 設置要領（別図 2 参照）

(1) 上方の可燃物等との離隔距離

条例第 3 条の 4 及び条例第 21 条で規定する気体燃料を使用する適用こんろ等（以下「適用ガスこんろ等」という。）については、条例別表第 3 における上方離隔距離 100cm 以上、80cm 以上を条例第 3 条第 1 項第 1 号イを適用してそれぞれ 80cm 以上、60cm 以上とすることができる。

また、条例第 3 条の 4 及び条例第 22 条で規定する電気を熱源とする適用こんろ等（以下「適用電気こんろ等」という。）についても、条例別表第 3 における上方離隔距離 100cm 以上、80cm 以上を条例第 3 条第 1 項第 1 号イを適用してそれぞれ 80cm 以上、60cm 以上とすることができる。

(2) 排気ダクト排気取入口（グリッド除去装置）と火源との火災予防上安全な距離◆

適用こんろ等にあつては、排気ダクトの排気取入口（グリッド除去装置）は、適用こんろ等の火源から 80cm 以上保有して設置すること。ただし、レンジフードファンにあつては 60cm 以上とすることができる。

(3) その他

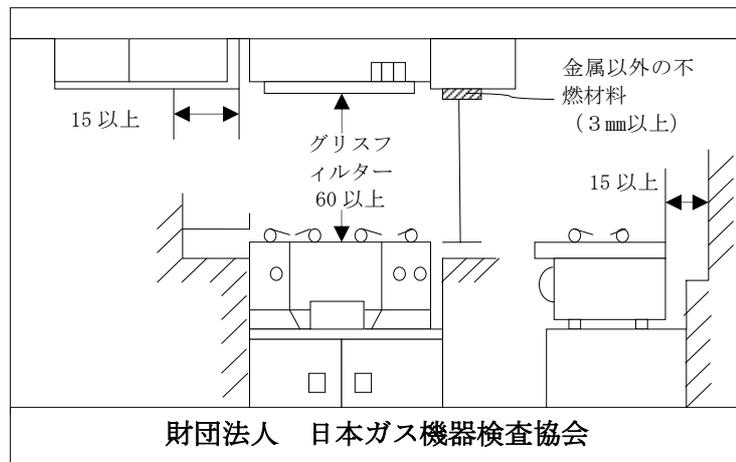
前(1)及び(2)に係る事項以外については、現行基準を適用すること。

6 運用上の留意事項

別図 1 に示すガス機器防火性能評定ラベルがちょう付けされているガスこんろ等にあつては、適用ガスこんろ等として取り扱って差し支えないものであること。

別図 1

ガス機器防火性能評定ラベル (例)



別図 2

